

項目名

② 地域包括ケアシステムの深化及び推進について

■ 現状（概要）

高齢化が一層進行する中で、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、すこやかで安心して暮らせるよう、地域において、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を包括的かつ継続的な提供できる体制の構築や地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりなどを担う市村等を支援する。

■ 取組状況

① 在宅医療・介護連携推進支援事業【入退院支援ルールの推進】

病院から在宅へ患者が円滑に移行するために、患者情報をもれなく介護支援専門員につなぐシステムの定着を図っている。

平成27年2月から運用開始しており、市村と協働し、医療機関及び介護支援専門員へ運用状況調査を実施し、医療機関担当者・介護支援専門員等の各会議及び合同の会議を開催し、運用の評価・検討を行っている。

その他、市が実施する在宅医療・介護連携推進事業へ参加し、支援を実施。

② 保険者機能強化支援事業

ア) 圏域検討会（介護予防事業等検討会と同日実施）

高齢者の社会参加や生活支援の充実に向けた地域づくりのコーディネート機能を持つ生活支援コーディネーター及び行政担当者を対象に、検討会を開催。

イ) 専門職アドバイザー派遣（高齢者生き生き推進課）

多職種協働による自立支援・重度化防止や地域課題解決のための取組を推進するため専門職アドバイザーを県から派遣し、現地支援を実施。

・令和7年3月15日（予定）十島村

③ 保険者指導

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、保険者等へ対して介護保健事業に関する技術的助言を実施。

・集団的個別指導：令和6年10月21日（月）

・一般指導：（鹿児島市）令和7年1月17日（金）
（日置市）令和7年1月30日（木）

④ 鹿児島地域認知症施策推進会議

認知症施策に関する取組について意見交換を実施。

令和7年2月5日（水）大雪警報のため中止

■ 成果・課題

◎ 入院の引継ぎ及び退院の調整漏れの状況

調査時期	入院引継ぎ割合	退院調整漏れ割合
平成26年度（運用前）	57.2%	31.5%
令和6年6月（9年目）	94.9%	4.6%

- 入退院支援において、医療と介護の連携が継続されるよう必要な支援体制を推進する必要がある。
- 人口減少や高齢化に伴う課題の把握や、地域特性にあった取組の支援が必要である。
- 地域支援事業における各事業の連動性を意識し、多職種が連携した取組への支援が必要である。

■ 今後の方向性

- ・ 医療・介護関係者間のさらなる連携による入退院支援ルールの実用。
- ・ 地域支援事業や保健事業と介護予防事業の一体的実施など、事業間の連動性を持った取組や庁内連携推進への支援。
- ・ 共生社会の実現や『新しい認知症観』を地域へ根付かせるための支援。

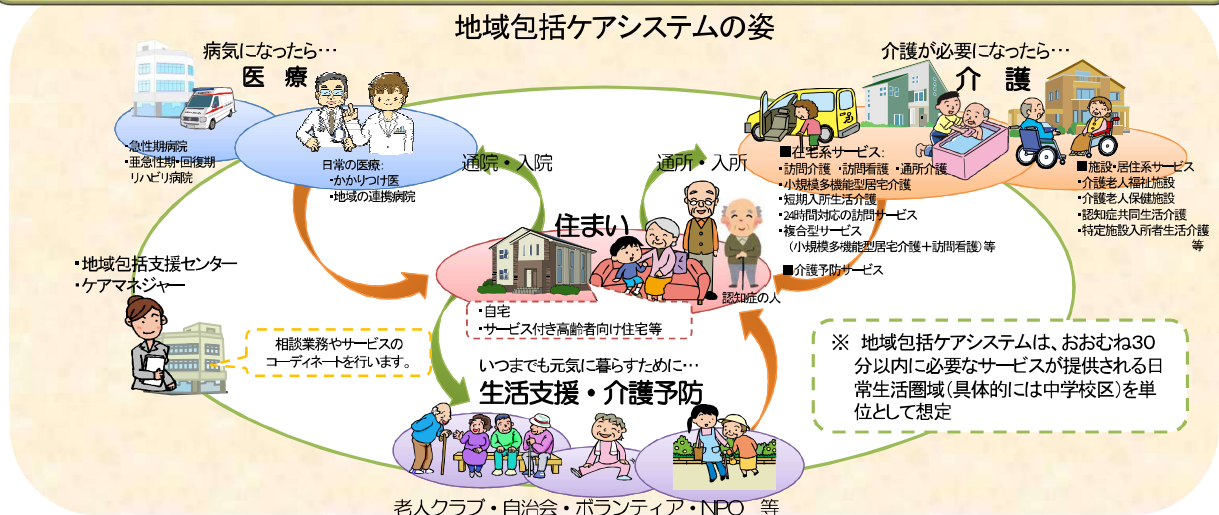
■ 依頼事項等

医療や介護の関係団体、行政機関におかれましては、医療・介護の連携にかかる更なる取組の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

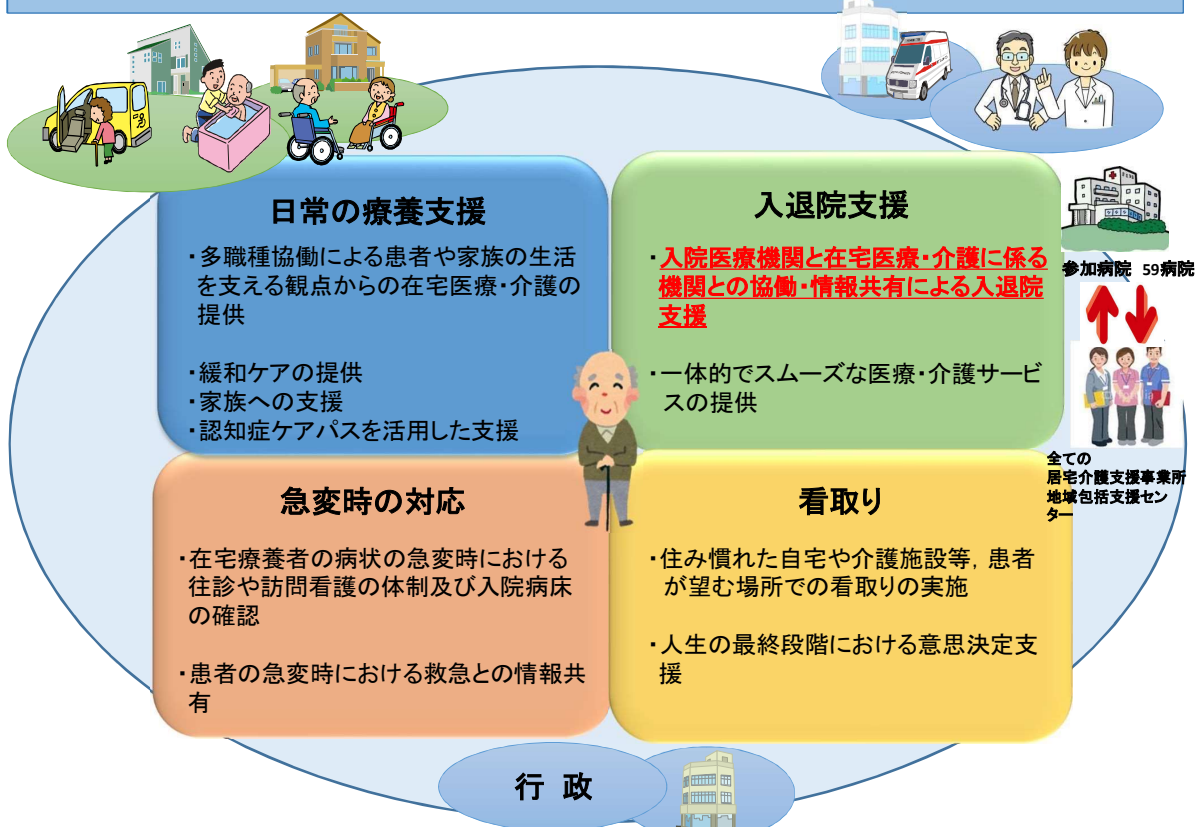
また、市村におかれましては、地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けて、地域支援事業の連動を意識して、庁内連携の推進、地域の資源を活用した取組を進めていただきますようお願いいたします。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

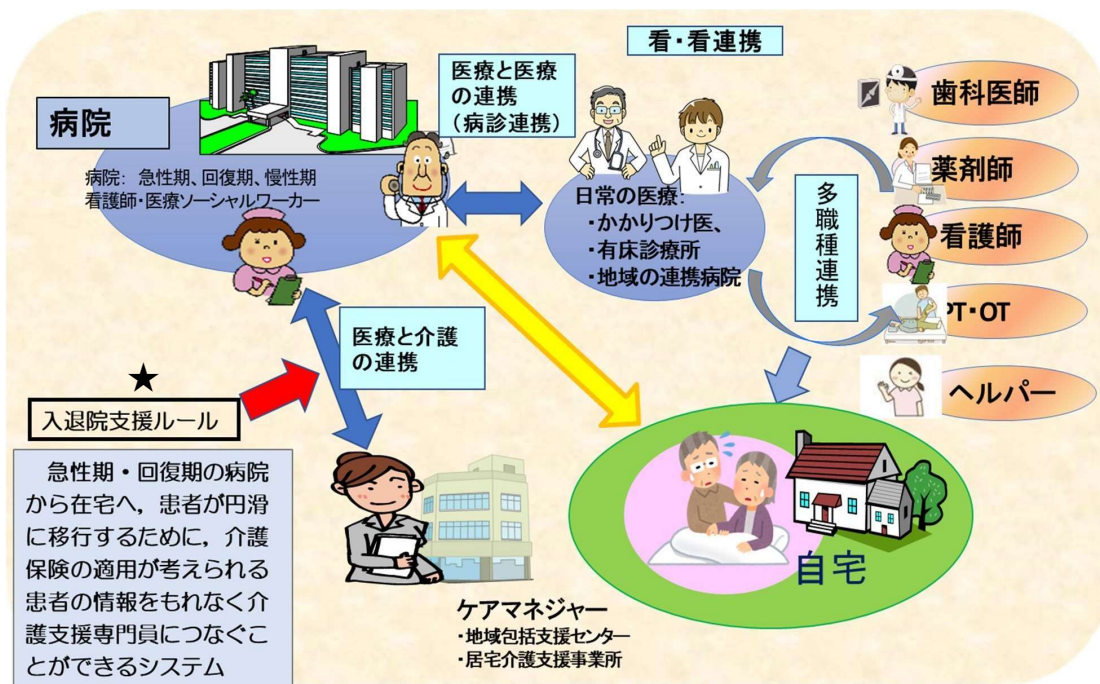


在宅医療と介護連携のイメージ(在宅医療の4場面別にみた連携の推進)

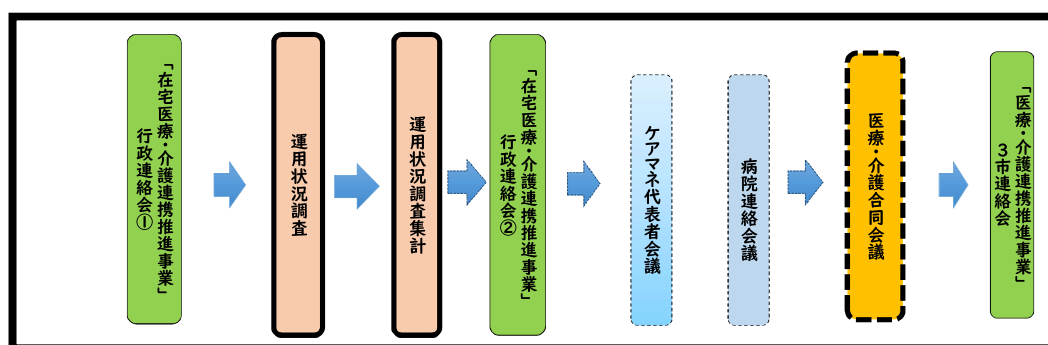


病院から在宅につなぐための「入退院支援ルール」があります。

目的：急性期・回復期の病院から在宅へ患者が円滑に移行するために、介護保険の適用が考えられる退院患者の情報をもれなくケアマネジャーにつなぐことができるシステムです。



【入退院支援ルール】令和6年度の取組状況



事業内容	行政連絡会①	運用状況調査	行政連絡会②	CM代表者会議	病院連絡会議	合同会議	連絡会
日程	5/10	6～8月	9/18	10/23	11/20	12/17	1/16
振興局	・運用状況調査の内容等の検討 ・各会議の企画等	・医療機関分の配布、集計 ・全体集計	・会議の進め方について検討	・会議の開催		★説明 R6年度の運用状況 ★協議 代表者会議結果をもとに意見交換	・今年度振り返り ・次年度取組予定
保険者		・ケアマネ分の配布、集計					
ケアマネ・医療機関		・6月分状況の調査に回答		・会議への出席			

H26年改正後

(介護予防・日常生活支援総合事業)

・訪問型サービス

訪問介護、基準緩和によるサービス、住民主体に
よる介護、短期集束型防止プログラム、移動介護

・通所型サービス

通所介護、基準緩和によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス

・その他生活支援サービス

配食や見守り活動など

・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

○ 一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の实情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

- ・地域介護予防活動支援事業
住民主体の通いの場など介護予

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

○ 地域包括支援センターの運営

・第1号介護予防支援事業(介護予防マネジメント)

- ・第1号介護予防支援事業(介護予防マネジメント)
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・ケアマネジメント支援業務(地域ケア会議の充実含む)

○ 在宅医療・介護連携推進事業

○ 認知症総合支援事業

- ・認知症初期集中支援推進事業(初期集中支援チームの配置)、
- ・認知症地域支援・ケア向上事業(推進員の配置)

○ 生活支援体制整備事業

・生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置

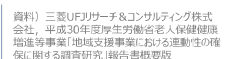
○ 地域ケア会議推進事業

○ 介護給付適正化事業

○ 家族介護支援事業

○ その他の事業

地域包括ケアシステムの構築・
推進に向けて、地域支援事業を
連動的に活用



そのためには、

- ・目的の達成には、**全体の戦略が不可欠**。成果に向けてのストーリー作りが重要
- ・目標の達成を阻害している原因を理解する。「どうやってゴールに向かっていくのか？」のストーリー(シナリオ)を書く。

